

建築基準法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第33号

建築基準法施行細則等の一部を改正する規則
(建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 建築基準法施行細則(平成20年香川県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(確認申請手数料等の免除又は減額)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる通知又は申請をした者が県の機関の長である場合は、それぞれ当該各号に定める手数料を免除する。</p> <p>(1) 法第18条第2項、<u>第16項及び第19項</u>(これらの規定を法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第2表 手数料の部512の項、<u>513の項</u>、514の項及び562の項から570の項までに規定する手数料のうち当該通知に係る手数料</p> <p>(2) 法第18条第24項第1号及び第2号、第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第12項まで(これらの規定のただし書に限る。)、第51条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項及び第3項、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項、第59条第1項第3号、第59条第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、<u>第67条の3第3項第2号</u>、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第5項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項(これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2並</p>	<p>(確認申請手数料等の免除又は減額)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる通知又は申請をした者が県の機関の長である場合は、それぞれ当該各号に定める手数料を免除する。</p> <p>(1) 法第18条第2項、<u>第14項及び第17項</u>(これらの規定を法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第2表 手数料の部512の項の<u>手数料</u>(構造計算適合性判定を要する場合における加算額を除く。)<u>並びに513の項</u>、514の項及び562の項から570の項までに規定する手数料のうち当該通知に係る手数料</p> <p>(2) 法第18条第22項第1号、第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第12項まで(これらの規定のただし書に限る。)、第51条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項及び第3項、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項、第59条第1項第3号、第59条第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、<u>第67条の2第3項第2号</u>、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第5項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項(これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2並びに第88条第</p>

びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)並びに
条例第8条ただし書(条例第11条第2項において準用する場合を含む。)、
第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書
の規定による許可、認定、承認及び指定(以下「許可等」という。)
に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料
条例別表第1 第2表 手数料の部515の項から561の項まで、575
の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

2 前項に規定するもののほか、次に掲げるものの香川県使用料、手数料
条例別表第1 第2表 手数料の部512の項、513の項、514の項、
562の項から570の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料に
ついては、第1号に掲げるものにあつてはこれらの手数料を免除し、第
2号から第6号までに掲げるものにあつてはこれらの手数料の額の2分
の1に相当する額を減額する。

(1)～(6) 略

3 略

(確認申請書等に添えるべき図書)

第9条 施行規則第1条の3第7項(施行規則第8条の2第1項において
準用する場合を含む。)、第2条の2第4項(施行規則第8条の2第5
項において準用する場合を含む。)又は第3条第6項(施行規則第8条
の2第6項において準用する場合を含む。)の規定による確認申請書又
は計画通知書に添えるべき図書は、確認申請に関する意見書(第4号様
式)とする。

2～4 略

(条例の規定の適用を受ける場合の確認申請書等に添えるべき図書)

第11条 申請に係る建築物、建築設備又は工作物が条例の規定に適合する
ものであることについての確認をする場合における施行規則第1条の3
第7項(施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。)、
第2条の2第4項(施行規則第8条の2第5項において準用する場合を
含む。)又は第3条第6項(施行規則第8条の2第6項において準用す
る場合を含む。)の規定による確認申請書又は計画通知書に添えるべき
図書は、別表の(あ)欄に掲げる建築物の区分に応じて同表の(い)欄に掲
げる図書とし、当該図書に明示すべき事項は、当該図書の区分に応じて

1項及び第2項において準用する場合を含む。)並びに条例第8条た
だし書(条例第11条第2項において準用する場合を含む。)、第13条
第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定
による許可、認定、承認及び指定(以下「許可等」という。)に係る
申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別
表第1 第2表 手数料の部515の項から561の項まで、575の項及
び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

2 前項に規定するもののほか、次に掲げるものの香川県使用料、手数料
条例別表第1 第2表 手数料の部512の項に規定する手数料(構造計
算適合性判定を要する場合における加算額を除く。)並びに513の項、
514の項、562の項から570の項まで、575の項及び576の項に規定す
る手数料については、第1号に掲げるものにあつてはこれらの手数料を
免除し、第2号から第6号までに掲げるものにあつてはこれらの手数料
の額の2分の1に相当する額を減額する。

(1)～(6) 略

3 略

(確認申請書等に添えるべき図書)

第9条 施行規則第1条の3第7項(施行規則第8条の2第1項において
準用する場合を含む。)、第2条の2第4項(施行規則第8条の2第6
項において準用する場合を含む。)又は第3条第6項(施行規則第8条
の2第7項において準用する場合を含む。)の規定による確認申請書又
は計画通知書に添えるべき図書は、確認申請に関する意見書(第4号様
式)とする。

2～4 略

(条例の規定の適用を受ける場合の確認申請書等に添えるべき図書)

第11条 申請に係る建築物、建築設備又は工作物が条例の規定に適合する
ものであることについての確認をする場合における施行規則第1条の3
第7項(施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。)、
第2条の2第4項(施行規則第8条の2第6項において準用する場合を
含む。)又は第3条第6項(施行規則第8条の2第7項において準用す
る場合を含む。)の規定による確認申請書又は計画通知書に添えるべき
図書は、別表の(あ)欄に掲げる建築物の区分に応じて同表の(い)欄に掲
げる図書とし、当該図書に明示すべき事項は、当該図書の区分に応じて

同表の(う)欄に掲げる事項とする。

2 略

(道路の工事の完了及び指定)

第20条 略

2 略

3 知事は、前項の検査において、当該申請道路が同項に規定する基準に適合していると認めるときは、当該申請道路の位置を指定するものとする。

4 略

(許可申請書等に添付する図書又は書面)

第22条 略

2～5 略

6 法第86条の7第1項から第3項までに規定する増築等をする建築物に係る第1項から第4項までに規定する知事が定める図書又は書面は、第1項から第4項までに掲げるもののほか、不適格建築物調書とする。

7 略

別表 (第11条関係)

	(あ)建築物の区分	(い)図書	(う)明示すべき事項
略			
9	条例第14条の規定が適用される建築物	略	
	条例第14条第4項の規定が適用される建築物	略	
	令第129条の2の3の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	令第129条の2の3第1項第1号ロに規定する部分及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
略			
14	条例第19条の規定が適用さ	略	

同表の(う)欄に掲げる事項とする。

2 略

(道路の工事の完了及び指定)

第20条 略

2 略

3 知事は、前項の検査において、当該申請道路が前項に規定する基準に適合していると認めるときは、当該申請道路の位置を指定するものとする。

4 略

(許可申請書等に添付する図書又は書面)

第22条 略

2～5 略

6 法第86条の7各項に規定する増築等をする建築物に係る第1項から第4項までに規定する知事が定める図書又は書面は、第1項から第4項までに掲げるもののほか、不適格建築物調書とする。

7 略

別表 (第11条関係)

	(あ)建築物の区分	(い)図書	(う)明示すべき事項
略			
9	条例第14条の規定が適用される建築物	略	
	条例第14条第4項の規定が適用される建築物	略	
	令第115条の2の2の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	令第115条の2の2第1項第1号に規定する部分及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
略			
14	条例第19条の規定が適用さ	略	

れる建築物	令第129条の2の3の規定が適用される建築物	略	耐火構造等の構造詳細図	令第129条の2の3第1項第1号ロに規定する部分及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	略			
略				

第3号様式 (第8条関係)

表面

(日本工業規格A列4番)

建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票

申請者氏名	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 昇降機 <input type="checkbox"/> 建築設備 <input type="checkbox"/> 確認申請 (<input type="checkbox"/> 計画変更) <input type="checkbox"/> 計画通知 (<input type="checkbox"/> 計画変更) 手数料 <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> その他 申請手数料 <input type="checkbox"/> 構造計算適合性判定手数料 <input type="checkbox"/> 中間検査 <input type="checkbox"/> 完了検査 申請手数料		
手数料の別			
手数料合計額			
※建築確認申請等受付番号			

構造計算適合性判定手数料については、別紙に証紙を貼ってください。

	香川県証紙欄 (消印してはならない。)	

(注意) 1 ※欄は、記入しないでください。
2 証紙は、欄内に貼ってください。貼れないときは、裏面又は別紙に貼ってください。別紙に貼るときは、割印をしてください。

裏面 略

れる建築物	令第115条の2の2の規定が適用される建築物	略	耐火構造等の構造詳細図	令第115条の2の2第1項第1号に規定する部分及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	略			
略				

第3号様式 (第8条関係)

表面

(日本工業規格A列4番)

建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票

申請者氏名	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 昇降機 <input type="checkbox"/> 建築設備 <input type="checkbox"/> 確認申請 (<input type="checkbox"/> 計画変更) <input type="checkbox"/> 計画通知 (<input type="checkbox"/> 計画変更) 手数料 <input type="checkbox"/> 構造計算適合性判定 (<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要) <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> その他 申請手数料 <input type="checkbox"/> 構造計算適合性判定手数料 <input type="checkbox"/> 中間検査 <input type="checkbox"/> 完了検査 申請手数料		
手数料の別			
手数料合計額			
※建築確認申請等受付番号			

構造計算適合性判定手数料及び構造計算適合性判定を要する場合の加算額については、別紙に貼ってください。

	香川県証紙欄 (消印してはならない。)	

(注意) 1 ※欄は、記入しないでください。
2 証紙は、欄内に貼ってください。はれないときは、裏面又は別紙に貼ってください。別紙に貼るときは、割印をしてください。

裏面 略

別紙（その1）

表面

(別紙：構造計算適合性判定等手数料納付票)

構造計算適合性判定等手数料金額	
※受付年月日	
※受付番号	

(割印)	香川県証紙欄 (消印してはならない。)	

(注意) 構造計算適合性判定手数料については、この様式に証紙を貼ってください。

裏面 略

別紙（その2） 略

別紙（その1）

表面

(別紙：構造計算適合性判定等手数料納付票)

構造計算適合性判定等手数料金額	
※受付年月日	
※受付番号	

(割印)	香川県証紙欄 (消印してはならない。)	

(注意) 構造計算適合性判定手数料及び構造計算適合性判定を要する場合の加算額については、この様式にはってください。

裏面 略

別紙（その2） 略

(香川県証紙条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県証紙条例施行規則(昭和39年香川県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第2条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)~(16) 略</p> <p>(17) 次に掲げる手数料のうち、1件当たりの手数料の額が20万円を超えるものであって、あらかじめ当該手数料の納入者から証紙による納付が困難である旨の申出があったもの</p> <p>ア~ウ 略</p> <p>エ <u>法第6条の3第1項</u>及び第18条第4項の構造計算適合性判定手数料(次号に該当するものを除く。)</p> <p>オ 略</p> <p>カ 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び<u>法第18条第16項</u>の完了通知手数料</p> <p>キ 法第7条の3第1項の中間検査申請手数料及び<u>法第18条第19項</u>の中間検査通知手数料</p> <p>ク~タ 略</p> <p>(18) <u>法第6条の3第1項</u>及び第18条第4項の構造計算適合性判定手数料のうち、市町が納付するもの</p> <p>(19)~(21) 略</p> <p>3~7 略</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部に掲げる手数料。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)~(16) 略</p> <p>(17) 次に掲げる手数料のうち、1件当たりの手数料の額 <u>(ウに掲げる手数料にあっては、エに掲げる手数料を加算した額)</u> が20万円を超えるものであって、あらかじめ当該手数料の納入者から証紙による納付が困難である旨の申出があったもの</p> <p>ア~ウ 略</p> <p>エ 法第6条第5項及び第18条第4項の構造計算適合性判定手数料(次号に該当するものを除く。)</p> <p>オ 略</p> <p>カ 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び<u>法第18条第14項</u>の完了通知手数料</p> <p>キ 法第7条の3第1項の中間検査申請手数料及び<u>法第18条第17項</u>の中間検査通知手数料</p> <p>ク~タ 略</p> <p>(18) <u>法第6条第5項</u>及び第18条第4項の構造計算適合性判定手数料のうち、市町が納付するもの</p> <p>(19)~(21) 略</p> <p>3~7 略</p>

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第3条 香川県出先機関事務決裁規則(昭和44年香川県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表3(第3条、第4条関係)</p>	<p>別表3(第3条、第4条関係)</p>

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
総務課～土地改良課 略						
用地 管理 課	1～14 略		略			
	15 建築基 準法関係 事務 法…建築 基準 法 政…建築 基準 法施 行令 条…建築 基準 法施 行条 例	(1) 検査済 証の交付を 受ける前に おける建築 物等の仮使 用を認定す ること。(法7条の6 第1項1号、 18条24項1 号、87条の 2、88条1 項・2項)				
		(2)～(11) 略				
		(12) 建築物 の移転につ いて、交通 上、安全上、 防火上、避 難上、衛生 上及び市街 地の環境の 保全上支障 がないと認 めること。 (政137条 の16第2号)			○	
		(13)・(14) 略				
16～23 略						

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
総務課～土地改良課 略						
用地 管理 課	1～14 略		略			
	15 建築基 準法関係 事務 法…建築 基準 法 条…建築 基準 法施 行条 例	(1) 検査済 証の交付を 受ける前に おける建築 物等の仮使 用を承認す ること。(法7条の6 第1項1号、 18条13項1 号、87条の 2、88条1 項・2項)				
		(2)～(11) 略				
		(12)・(13) 略				
16～23 略						

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～30 略

31 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～18 略				
19 建築基準法関係事務（高松土木事務所管内を除く。） 法…建築基準法 政…建築基準法 施行令 条…建築基準法 施行条例	(1) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用を認定すること。（法7条の6第1項1号、18条24項1号、87条の2、88条1項・2項）	略		
	(2)～(11) 略			
	(12) 建築物の移転について、交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと認めること。（政137条の16第2号）		○	
(13)・(14) 略				
20～26 略				

32 略

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～30 略

31 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～18 略				
19 建築基準法関係事務（高松土木事務所管内を除く。） 法…建築基準法 条…建築基準法 施行条例	(1) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用を承認すること。（法7条の6第1項1号、18条22項1号、87条の2、88条1項・2項）	略		
	(2)～(11) 略			
	(12)・(13) 略			
20～26 略				

32 略